

第1章 雪害対策計画

第1節 雪害予防計画

1 計画の概要

降雪期における住民生活や産業活動の安全な環境を確保し、降雪融雪による被害を予防するための計画について定める。

2 雪害対策の具体的な方針

- (1) 降雪時の交通を確保する。
- (2) 町内会、自主防災組織と連携し、共助による克雪体制を整備する。
- (3) 雪害に対する知識の普及と防災意識の高揚を図る。
- (4) 災害応急活動及び被災者支援を速やかに実施するための体制づくりを図る。
- (5) 融雪溝など、雪に強い基盤整備を行う。
- (6) 災害に強いライフライン施設の整備を図る。
- (7) 危険箇所を把握するなど、雪崩防止対策を推進する。
- (8) 総合的、計画的な雪害対策を実施する。

3 気象情報の伝達

防災関係機関に対して降雪に関する気象情報を伝達し、雪害の予防を図る。

《資料編》

- ・気象予警報の種類及び発表基準

4 雪情報の把握

(1) 町内における気象調査

ア 町内の降雪、積雪状況を把握するために、山口地区において、気象調査を実施する。

イ 毎日の状況は、都市整備課で集計し、除雪等雪対策に活用する。また、住民に公表する。

5 降雪時及び融雪時の警戒

ア 降雪、融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関が警戒し、相互に綿密な連絡をとりながら、災害の防止にあたる。

イ 状況により、当該地域に対する消防団等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行うとともに、防災関係機関は、相互に連絡のうえ、迅速な出動態勢を整える。

6 降雪期間の要配慮者（高齢者等）の対策

- (1) 雪全般の災害に対応するために、自主防災組織が中心となって、高齢者等の要配慮者世帯の把握に努める。
- (2) 前号の把握にあたっては、日頃の民生委員・児童委員の活動から得られる情報に加えて、区長と連携しながら、進める。

7 火災防止

冬期においては、暖房器具の使用や雪の障害による電気、ガス設備などの損傷事故等による火災の危険性があるので、消火活動の支障がないように道路や消火栓、防火水槽の除雪を徹底し、火災予防に努める。

8 住宅除雪の体制の整備

(1) 雪下ろしと克雪住宅の普及

ア 町は、こまめな雪下ろしを呼びかけるなど、家屋の管理徹底について積極的に広報する。

イ 町は、県と連携して、屋根の雪の重量による倒壊を防止するために、克雪住宅の普及を促進する。

(2) 高齢者等の災害要配慮世帯への助成

町は、屋根の雪下ろしが困難な高齢者に対し、危険回避と除雪費の負担軽減のための助成措置を講じるとともに、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

(3) 空き家等の対策

ア 転居等の事情により、空き家となった家屋については、区長と連携し、屋根の雪の状況など、危険の有無を把握する。

イ 町では、空き家からの落雪等により、町道、通学路、隣家へ危険を及ぼすおそれがある場合には、所有者・管理者に区長と連携して通知し、雪下ろしを勧奨する。

ウ 町は、町道、通学路に危険が迫っているときは、通行人や車両に注意を呼びかけるとともに、学校など関係機関へ連絡する。

第2節 除雪・排雪計画

1 計画の概要

冬期間における地域の民生安定、産業経済活動及び道路交通の確保等を図り、雪害対策を強力に推進するため、組織及び運営並びに活動体制について定める。

2 道路の除雪

道路の除雪は、毎年定める「河北町除雪計画」に基づき実施する。

(1) 除雪路線

冬期間における一般の道路交通に供する道路（町道車道、町道歩道、生活道路）を対象に除雪する。

(2) 除雪作業

ア 出動基準

ア 車道・歩道除雪

新雪深がおおむね5cm以上、又はそれに達すると見込まれるとき。

イ 作業時間

午前2時30分から作業を開始し、午前8時の除雪完了を目標とする。

(3) 除雪方法

除雪ドーザー、除雪グレーダー、除雪ロータリーによる機械除雪とし、除雪指定路線について主に業務を委託して実施する。その他、融雪施設（消雪パイプ、ロードヒーティング）により実施する。

3 排雪計画

町は、住宅地等の排雪のため、雪捨場を確保するとともに、指定箇所を周知する。

また、機械除雪等により、道路両端に積雪した雪は、原則として幹線道路の交差点等で障害になるところを、町において排雪する。

4 町豪雪対策本部の設置

(1) 設置基準

山口観測所の積雪が100cmに達し、引き続き降雪が見込まれて、住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想されたときは、河北町豪雪対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、総合的な豪雪対策を推進する。それに伴い、応急対策に従事する職員を適宜配置する。

(2) 本部の組織、協議事項

ア 構成

- a 本部は、災害対策本部長、災害対策副本部長、本部員をもって構成する。
- b 災害対策本部長は、町長、災害対策副本部長は副町長をもってあてる。
- c 本部員は、教育長、各課長・局長、消防団長、消防署河北分署長とする。
- d 災害対策本部長は、対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する。
- e 本部は庁舎内に設置し、事務局は、環境防災課に置く。
- f 本部が設置されたときは、庁舎玄関等見やすい場所に「河北町豪雪対策本部」の標示板等を掲げる。

イ 協議事項

- a 被害状況の把握に関する事。
- b 道路、施設、要配慮者世帯の安全に関する事。
- c 被害広報に関する事。
- d 除雪機械に関する事。
- e 職員の動員に関する事。
- f 予算措置に関する事。
- g その他豪雪対策に関する事。

(3) 本部設置の通知

本部の設置にあたっては、本部会議を開催するとともに、県、警察機関等へ設置を報告する。

(4) 本部の廃止

本部は雪解けを待って、3月を目途に廃止する。融雪等の災害が懸念されるときは、引き続き警戒する。

(5) 災害対策本部への昇格

豪雪のうち特に甚大な被害をもたらしたとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策本部を設置する。その際は第2章第1節第1款「災害対策本部の設置」を準用する。

第2章 道路災害対策計画

1 計画の概要

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速な救急救助活動とともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、町、警察機関、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 被害情報等の伝達

- (1) 町、警察機関及び消防機関のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。
- (2) 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。

3 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町、県、関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

県及び町は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他県及び他市町村等に対して応援を要請する。

4 応急対策の実施

町は、二次災害防止のため次の措置を講じる。

(1) 被害拡大防止措置

ア 通行禁止又は制限

町は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときは必要な限度において道路交通法に基づき、一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

町は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び住民等への広報

町は、通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察機関及び道路交情情報センター等へ連絡し、報道機関又は広報車、道路情報提供システム等により広報する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 消防機関は、救助・救出活動のほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、町は、負傷者等の救助・救出及び消火活動のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出、放置に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、警察機関、消防機関及び町は、流出した危険物の名称、性状及び毒性の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 二次災害の防止

a 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスを検知し、火災、健康被害及び環境汚染の防止に必要な措置を講じる。

b 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び町は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講じる。

c 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、町及び保健所等は必要に応じて環境を調査する。

イ 住民の安全確保

町及び警察機関等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じる。

第3章 河川災害対策計画

1 計画の概要

河川における大規模災害が発生した場合に、迅速な救急救助活動とともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、町、警察機関、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

2 被害情報等の伝達

- (1) 町、警察機関及び消防機関のうち、通行者からの通報又は自らのパトロール等により河川災害の発生を覚知した機関は、直ちに町及び関係機関に通報する。
- (2) 町は、被害の状況を調査し、県に報告する。

3 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置
町、県、関係機関等は、災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請
県及び町は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他県及び他市町村等に対して応援を要請する。

4 応急対策の実施

- 町は、二次災害防止のため次の措置を講じる。
- (1) 被害拡大防止措置
 - ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置
堤防等河川構造物や、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を講じる。
 - イ 低標高地域の浸水対策
低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。
 - ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策
浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入禁止等の措置を講じる。
 - エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言
施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を講じるとともに、町及び周辺施設の管理者と協議し、二次災害の防止に努める。

(2) 危険物の流出、放置に対する応急対策

危険物の流出が認められるときは、警察機関、消防機関及び町は、流出した危険物の名称、性状及び毒性の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 二次災害の防止

a 消防機関等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスを検知し、火災、健康被害及び環境汚染の防止に必要な措置を講じる。

b 有害物資が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、町及び保健所等は必要に応じて環境を調査する。

イ 住民の安全確保

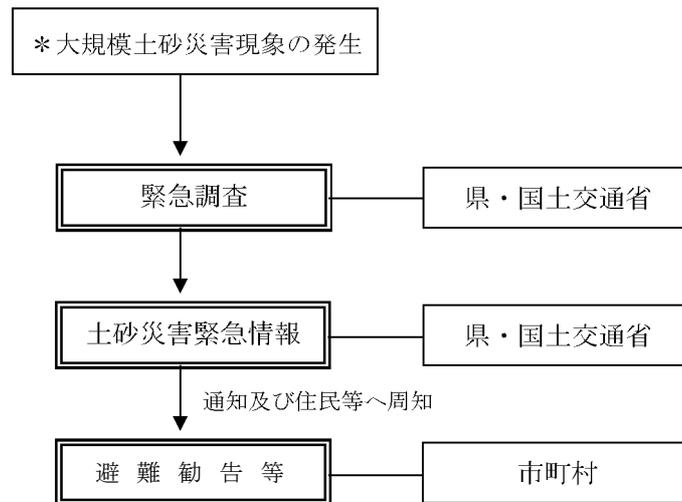
町及び警察機関等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講じる。

第4章 大規模土砂災害対策計画

1 計画の概要

災害対策基本法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 大規模土砂災害対策フロー



3 避難勧告等

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難勧告等を適切に発令する。

第5章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防計画

1 計画の概要

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施するための災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

町及び航空事業者は、県及び関係機関との連絡を密にし、災害発生時に一貫した対策ができるよう、情報収集、伝達方法等の体制の整備と徹底を図る。

3 施設の点検

航空事業者は、災害発生時の緊急措置を円滑に実施できるよう、平時から施設を定期的に点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努める。

第2節 航空災害応急計画

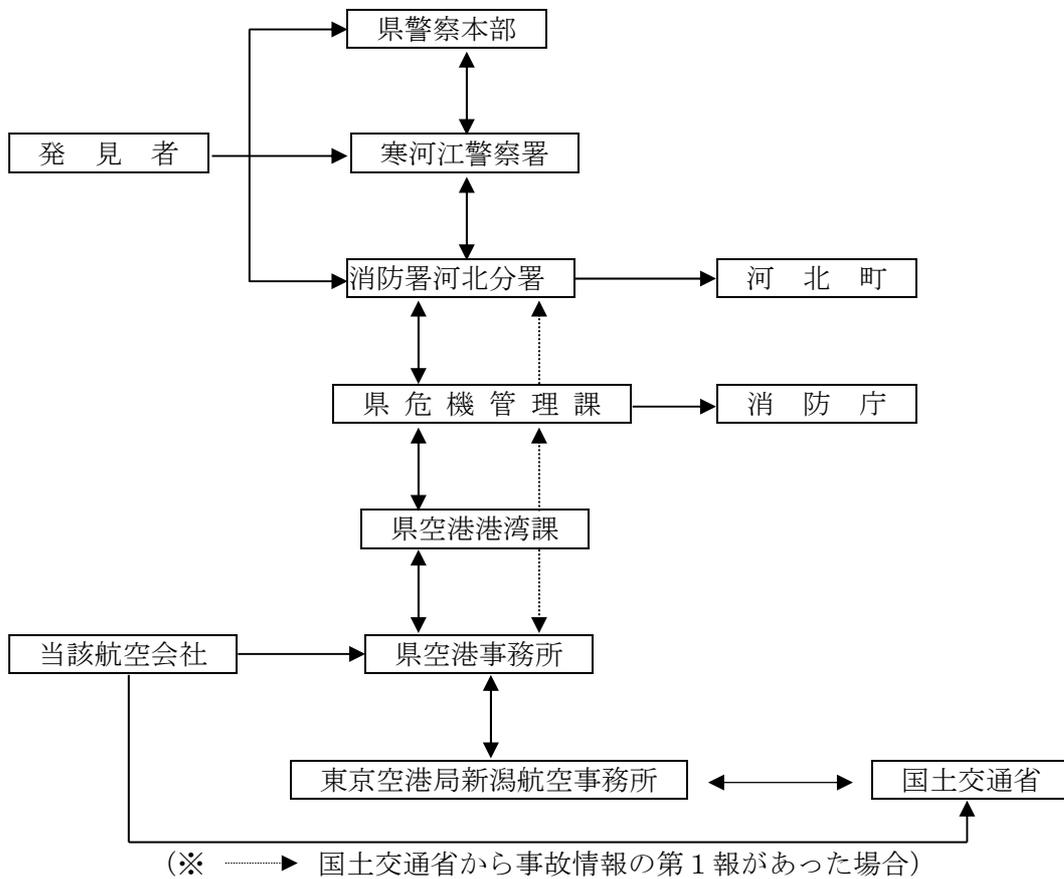
1 計画の概要

航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止を図るための災害応急対策について定める。

2 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

航空機事故が発生した場合、町及び防災関係機関は、次の伝達系統により、迅速かつ的確に事故情報を伝達する。



(2) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動にあたっては、県、警察機関及び防災関係各機関との連絡、調整を密にし、被害状況及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 周辺住民等への広報

町及び警察機関は、県及び警察機関と協議のうえ、防災行政無線・広報車等で、避難の勧告・指示について広報する。

3 消火救難活動体制

(1) 町は、県及び関係団体と協議のうえ、第2編第2章「災害応急計画」に準じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 「山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害が、発生した場合の連絡、調整等に関する協定書」に基づき、県との緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、航空機火災の防ぎよに万全の体制を図る。

《資料編》

- ・山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害、発生した場合の連絡、調整等に関する協定書

第6章 原子力災害対策計画

第1節 総則

1 計画の目的

県内には原子力施設は立地していないが、隣県には女川原子力発電所、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所が立地し、原子力発電所の事故等が発生した場合には、本町にも影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講じる必要がある。

このことから、本章では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW
			2号	BWR	82.5万kW
			3号	BWR	82.5万kW

※BWR = 沸騰水型軽水炉

(2) 福島県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	H24.4.19 廃止	
			2号		
			3号		
			4号		
			5号	H26.1.31 廃止	
			6号		
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡 楢葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW

※BWR = 沸騰水型軽水炉

(3) 新潟県

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR = 沸騰水型軽水炉、ABWR = 改良型沸騰水型軽水炉

3 町の対策等

隣接県にある原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合を想定し、情報伝達訓練などの予防対策や屋内退避及び避難などの応急対策など、町は、住民の生命又は身体を保護するために必要な対策を講じる。

第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 モニタリングの実施

町は、原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境に対する影響を評価するため、平常時よりモニタリングを行う。

(1) モニタリング体制等の整備

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリング機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

(2) 平常時におけるモニタリング

町は、平常時より、空間放射線量の測定や放射性物質濃度等を検査する。

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

町は、山形県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 町は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態）（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）平成11年法律第156号第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備する。

イ 町は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

町は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

4 防災知識の普及等

(1) 防災広報

町は、県と協力して、住民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合の原子力災害応急対策について定める。

2 町の活動体制

町は、隣接県の原子力発電所における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始し、原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する。

3 モニタリングの強化及び対応

町は、原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による町内の環境に対する影響を把握するため、隣接県の原子力発電所における事故の覚知以降、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り替える。

(1) 緊急時のモニタリング体制

ア モニタリングの強化

町は、原子力発電所における事故を覚知した場合は、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

イ 放射能濃度の測定

町は、災害対策本部が設置されると同時に、降下物（雨、雪、ちり等）や土壌等の環境監視、水道水や農畜水産物などの飲食物、粗飼料、堆肥、汚泥などについて県と協力して放射能濃度の測定を開始する。

(2) 環境モニタリングの結果の公表

町は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、ホームページ等により公表する。

(3) 除染対策

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、簡易な除染など状況に即した適切な措置を講じる。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、山形県への影響が懸念される場合に早い段階から注意喚起するとともに、町に対して原災法第15条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して次のとおりに指示する。

(1) 住民への注意喚起

町は、原子力災害による町への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起する。

(2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合で、内閣総理大臣から住民に対する屋内退避又は避難指示及び屋内退避準備又は避難準備の伝達があった場合は、以下の情報伝達の方法により行う。

a 防災行政無線、広報車及びホームページなど様々な広報媒体を活用しての広報

b 児童福祉施設等、学校及び社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

イ 町は、屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定しておく。

5 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、広報車、防災行政無線、ホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報を提供するとともに、住民の行動に関する必要な事項の確認のために指示する。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 町、県及び防災関係機関の対策状況

エ 住民のとるべき措置及び注意事項

オ その他必要と認める事項

6 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準じる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び町が連携して受入れ活動にあたる。

第4節 原子力災害復旧計画

1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質又は放射線による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定める。

2 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

町は、放射性物質又は放射線による影響の懸念がなくなったため、県から町に対し避難等の指示を解除するよう指示されたときは、町は、住民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

町は、放射性物質による影響の懸念がなくなったため、県から原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を指示されたときは、直ちに解除する。

3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

町は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続し、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

町は、関係機関とともに、放射性物質又は放射線に汚染されたものの除去及び除染作業を促進する。

(3) 健康に関する相談への対応

町は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

4 損害賠償請求等

(1) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存する。